利用者向けリーフレット

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、**こどもの良質な成育環境を整備**するとともに、

全ての子育て家庭に対して、**保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない**

形での支援を強化するため創設された**新たな通園制度**です。

対象者

・保育所等に通っていない

０歳６ヶ月～満３歳未満が対象



利用方法

・**月 10 時間**の枠内で

時間単位で**柔軟**に利用可能

※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

・**家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます

・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます

・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**

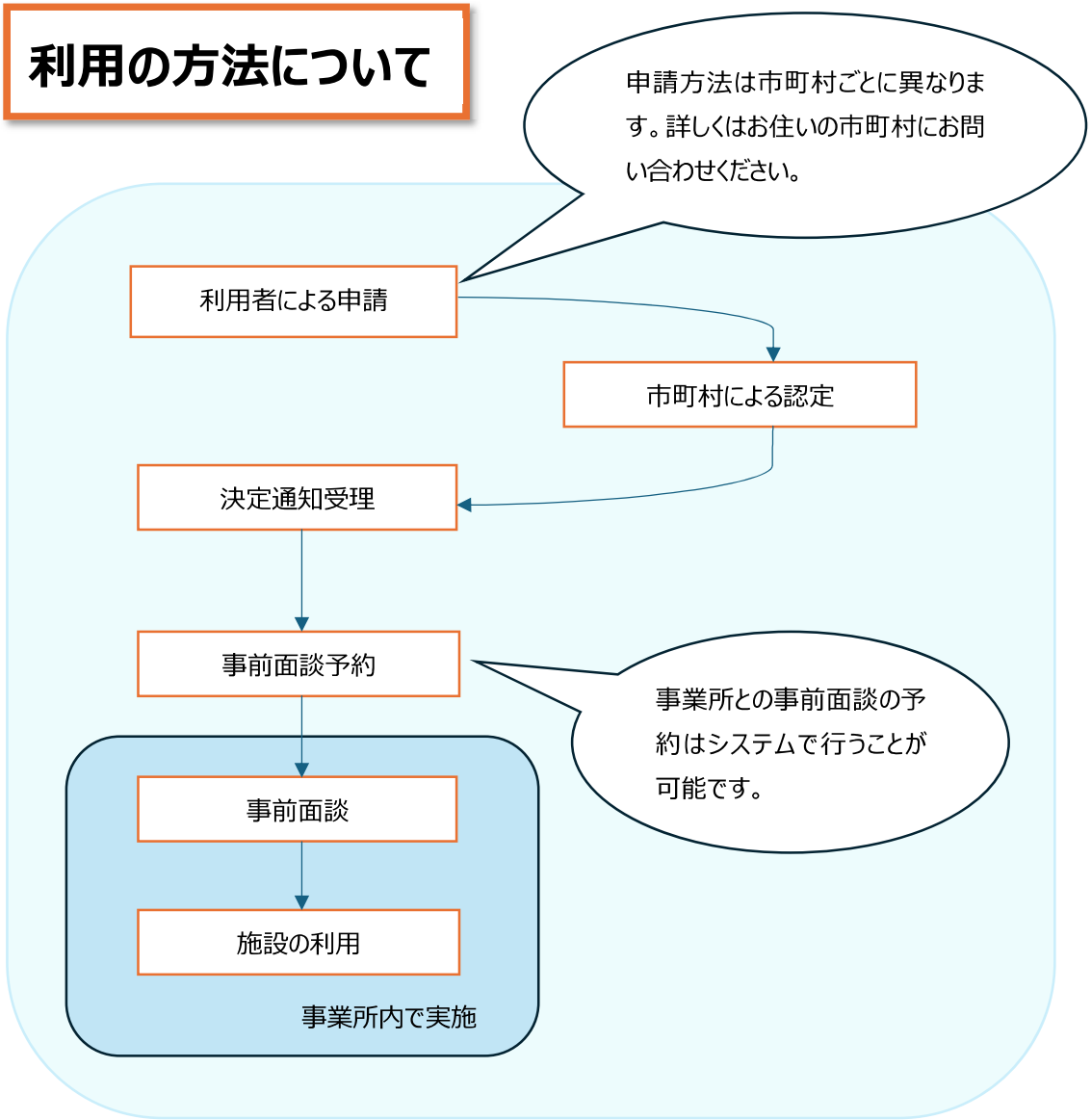
・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。
→こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

利用の方法について


申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。
利用者による申請
市町村による認定
決定通知受理
事前面談予約
事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。
事前面談
施設の利用
事業所内で実施